

事務連絡
令和7年4月30日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課
医療安全推進・医務指導室

医療事故情報収集等事業事例報告新システム稼働の御案内について
(周知依頼)

医療安全行政の推進につきましては、平素より御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

医療事故情報収集等事業においては、医療事故の防止及び医療安全の推進を目的として、平成16年10月から、医療法（昭和23年法律第205号）第16条の3第1項等及び医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第12条等に基づき、特定機能病院等の報告義務対象医療機関に対して、医療機関内における事故その他の報告を求める事案（事故等事案）に関する報告書（以下「事故等事案報告書」という。）を、当該事故等事案が発生した日から原則として二週間以内に登録分析機関である公益財団法人日本医療機能評価機構（以下「機構」という。）に提出することを義務づけているところです。

今般、機構において、医療機関からの報告等に使用されるシステムが改修され、本年4月1日から改修後のシステム（新システム）の稼働が開始されました。改修の内容等については、本年2月10日に機構より「事例報告システムの変更のご案内」として案内されたところです。新システムでは「仮報告」機能が追加され、事故等事案報告書に記載することとされている医療法施行規則第9条の20の2第1項第14号に掲げる事項について、医療機関から登録分析機関への速やかな報告を可能にするとともに、その分析等に基づく充実した報告に資することが期待されます。報告義務対象医療機関におかれましては、事故等事案が発生した日から原則として二週間以内に「仮報告」を行っていただくとともに、最終的な報告も併せて迅速に行っていただくようお願いします。

貴部局におかれましては、本事業について御理解いただき、管内医療機関へ当該変更の御案内の周知をよろしくお願いします。また、本事業への参加及び参加登録医療機関における積極的な事故等事案の報告が図られますよう、格別の御配慮をよろしくお願いします。

以上

(参考)

公益社団法人 日本医療機能評価機構 医療事故情報収集等事業ホームページ
<https://www.med-safe.jp>